

令和8年度第4回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会

令和8年度化学物質審議会第1回安全対策部会

第266回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

【第一部】

1. 日 時：令和8年7月24日（金）13時00分～13時50分

2. 開催方法：経済産業省内会議室 及び オンライン（ハイブリッド）

3. 出席：（五十音順、敬称略）

薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会委員

稲見 圭子	齋藤 文代	正田 卓司
杉山 圭一	豊田 武士	平林 容子（座長）
広瀬 明彦	北條 仁	増村 健一
三澤 隆史		

化学物質審議会安全対策部会委員

石川 百合子	小田原 恭子	小野 恭子
蒲生 昌志（部会長）	木島 雄平	木村 信忠
栗栖 太	永井 孝志	林 真実
村田 里美	森田 健	

中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会委員

梶原 夏子	川嶋 貴治	菅野 純
小池 英子	小山 次朗	白石 寛明（小委員長）
鈴木 規之	山本 裕史	

事務局

厚生労働省 林化学物質安全対策室長

経済産業省 中山化学物質安全室長

環境省 近藤化学物質審査室長 他

4. 議 題：

1. Weight of Evidence を用いた優先評価化学物質の分解性の評価について
2. その他

○経産省事務局　定刻になりましたので、ただいまから、令和8年度第4回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、令和8年度化学物質審議会第1回安全対策部会、第266回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会【第一部】を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、いずれの審議会も開催に必要な定足数を満たしており、それぞれの審議会は成立していることを報告いたします。

本合同審議会は【第一部】と【第二部】に分けて実施いたします。今回は、対面及びオンラインのハイブリッド会議形式での開催とさせていただきます。13時から14時までを【第一部】として、「Weight of Evidence を用いた優先評価化学物質の分解性の評価について」、「その他」の議事の審議を公開にて行います。【第一部】終了後、休憩を挟みまして、14時20分をめぐりに、【第二部】として「新規化学物質の審議について」の議事を非公開にて行います。

なお、【第一部】は公開の会議であることから、会議の様子をYouTubeにてオンライン配信しておりますので、御了承をお願いいたします。

○厚労省事務局　本合同審議会を開始する前に、厚生労働省事務局より、所属委員の薬事審議会規程第11条への適合状況の確認結果について報告させていただきます。

薬事審議会規程第11条においては、「委員、臨時委員又は専門委員は、在任中、薬事に関する企業の役員、職員又は当該企業から定期的に報酬を得る顧問等に就任した場合には、辞任しなければならない。」と規定しております。

今回、全ての委員の皆様より、薬事審議会規程第11条に適合している旨を御申告いただいておりますので、報告させていただきます。

委員の皆様には、会議開催の都度、書面を御提出いただいておりますが、御負担をおかけしておりますが、引き続き御理解、御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○経産省事務局　続きまして、経済産業省事務局より、化学物質審議会安全対策部会に新任の委員がいらっしゃいますので、御紹介いたします。

一般社団法人日本化学工業協会より小田原恭子委員です。小田原委員、一言、御挨拶をお願いいたします。

○小田原委員　日化協の小田原でございます。よろしくお願いいたします。

○経産省事務局　続きまして、経済産業省事務局において異動がありましたので、報告いたします。

経済産業省産業・保安安全グループ化学物質管理課化学物質安全室長に中山英子が着任しております。一言、御挨拶申し上げます。

○中山室長　7月13日付で内野の後任として着任しております中山と申します。よろしくお願いいたします。

します。

委員の皆様方におかれましては、日々の化学物質安全行政に対する御協力、誠に感謝しています。本日含めて、今後とも活発な御議論を頂けますよう、よろしくお願いいたします。

○経産省事務局　それでは、【第一部】を始めるに当たり、配付資料について確認を行いたいと思います。資料名の読み上げは割愛させていただきますが、議事次第に沿って資料を確認いたします。

資料は、資料1、資料1参考資料、資料2、資料3、資料3参考資料、最後に委員名簿でございます。過不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

会議進行についてですが、今回、3省合同の対面及びオンラインのハイブリッド開催としており、スムーズな審議を行うため、議事に先立ち、審議の進行方法等について、事務局より御説明させていただきます。

まず、対面にて御参加いただいている委員の皆様におかれましては、御発言を希望される場合、お手元のネームプレートを立てていただきますようお願いいたします。順に座長から御指名いただきます。座長から指名されましたら、マイクをオンにし、御自身の所属する審議会の省名とお名前と併せ御発言ください。御発言が終わりましたら、マイクをオフをお願いいたします。

続きまして、オンラインで御参加いただいている委員の皆様におかれましては、御発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

御意見、御質問を頂く際は、Webexのチャット機能を活用し、御自身のお名前、所属する審議会の省名を御入力ください。座長から順に発言者を御指名いただきます。なお、チャットが使用できない委員におかれましては、発言前にマイクをオンにして、所属する審議会の省名及びお名前をお知らせください。御発言のタイミングが重なるような場合は、座長から順に発言者を御指名いただきます。

会議中、マイクの調子が悪いなどの場合は、チャットに御発言内容を御記入いただくようお願いする場合がございます。

なお、チャット機能を御利用された場合、入力内容は会議参加者のみに共有され、YouTube Live上には公開されません。

システムの動作不良などがございましたら、会議の途中でも結構ですので、事前にお伝えしている事務局の電話番号まで御連絡ください。また、もし事務局のサーバーがダウンするなどのトラブルが発生した場合は、事務局から一斉にメールで御連絡いたしますので、御確認をお願いします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の全体の議事進行につきましては、化学物質審議会安全対策部会の蒲生部会長をお願いいたします。蒲生部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○蒲生部会長　皆さん、こんにちは。それでは、議事に移りたいと思います。

初めに、会議の【第一部】の公開の是非についてお諮りいたします。

各審議会の公開につきましては、それぞれ規定があるところでございますが、「公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を来すおそれがある場合または特定な者に不当な益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合」等、非公開とすべき場合には該当しないと考えられますので、原則、公開としたいと思います。ただし、営業秘密等に該当する場合は、秘匿することを認めることといたしたいと思います。よろしいでしょうか。

(了承を確認)

ありがとうございます。それでは、本日の会議の【第一部】は公開といたします。

議事録につきましては、後日、ホームページ等で公開されますので、あらかじめ御承知おきください。

それでは、議題1「Weight of Evidenceを用いた優先評価化学物質の分解性の評価について」に関する審議を行います。

資料1について、事務局より説明をお願いします。

○経産省事務局 Weight of Evidenceを用いた優先評価化学物質の分解性の評価につきまして、評価案を御提示する前に、改めて目的等について簡単に御説明させていただきます。

化審法では、分解性について、新規審査等における法定試験に基づく判定が行われておらず、分解性が不明である場合、リスク評価の際には、「難分解性」と仮定して暴露量の推計がされます。

Weight of Evidenceの取組は、そのような分解性不明の物質の解消を目的としまして、法定試験の結果に加え、分解性に関する多様な情報である法定試験以外の生分解性試験データと類似物質に関する知見及びQSARによる予測結果等を用いたWeight of Evidenceによる総合的な分解性評価となります。

本日、御審議いただく物質につきましては、化審法の新規審査等における法定試験に基づく分解性判定を受けておらず、これまでのリスク評価の際には、「難分解性」と仮定して扱われてきたものです。

本物質の分解性に関しましては、実測データが得られておりますが、残留変化物に係る情報はございませんでした。

つきましては、今般、法定試験の結果以外の情報を収集し、分解性の評価案を作成しましたので、御説明させていただきます。

○経産省事務局（N I T E） 資料1を御覧ください。こちらは、今回御審議いただく優先評価化学物質、通し番号205「オキサシクロヘキサデカン-2-オン」の分解性の評価案となっております。

1ページ目上段は、評価対象物質の情報として、優先評価化学物質の通し番号や公示名称を、その下に評価対象物質の物質名称などを記載しております。

下段、「分解性の評価」の一番上の欄は最終的な評価結果で、次いで分解性評価の欄では、評価対象物質の分解性と残留変化物の有無及び残留変化物がある場合のその構造について、最終的な評価結果に

至った理由を記載しております。

本評価対象物質は易分解性であり、かつ残留変化物も生じないと考えられることから、最終的な評価結果は「良分解性」とさせていただいております。

以降、評価に用いた情報について説明させていただきます。

2 ページ目には、評価に用いた主な情報について記載しております。収集された様々な情報のうち、最終的な評価結果を導き出すための主要な情報になります。

評価対象物質は、易分解性試験であるOECD TG301Fにおいて、パスレベルを超える分解度が得られております。また、評価対象物質は、炭素数15の環状エステルですが、炭素数16の環状エステルである類似物質 1 及び炭素数11の環状エステルである類似物質 2 も易分解性を示す結果が得られております。

これらの物質の試験結果は、化審法のリスク評価等に用いる物理化学的性状、分解性、蓄積性等のレビュー会議において、分解性の専門家に御確認いただいた結果、評価に用いた主な情報として記載しております。

具体的には、評価対象物質の試験につきましては、マニュアルに基づき、信頼性は、OECDテストガイドライン及びOECD GLP準拠ということで1A、関連性は、情報源の記載を確認しHighを、また、これらの結果から、妥当性はHighのランクを付与しています。

類似物質 1 につきましては、2 つの試験結果が収集されております。

まず1 つは、詳細な試験情報は公開されておりませんが、化審法に基づく新規化学物質審査情報において、良分解性の判定が得られております。

もう一つは、マニュアルに基づき、信頼性は1A、関連性につきましては、一部、試験情報が確認できませんでしたが、専門家による判断でMidとしております。妥当性のランクは、信頼性及び関連性などからMidを付与しております。

類似物質 2 につきましても、マニュアルに基づき、信頼性は1A、関連性はHigh、また、これらの結果から、妥当性はHighのランクを付与しています。

続いて、3～5 ページ目は、御紹介した試験を含め、Weight of Evidence評価で収集した情報の概要を一覧として確認できるよう、表形式で記載した資料となります。

3 ページ目では、収集された個別情報について、信頼性、関連性、それらを踏まえた妥当性などの品質評価を実施し、その位置づけにより欄の背景を色づけしています。

まず、背景が白の情報は、評価結果を導き出すために用いた情報になります。

次に、背景が水色の情報は、サポート情報になります。サポート情報とは、最終的な評価結果を補強したり、支持したりする情報になります。

最後に、背景が灰色の情報は、情報の品質を評価した結果、信頼性の基準を満たさないなどの理由か

ら、評価に使用しなかった情報となります。

続いて、4、5ページ目は、類推に用いた類似物質情報の評価結果となり、収集された個別情報について、妥当性などの品質評価を実施し、最終的な類推結果を右側に記載しております。

記載の13種の類似物質の分解度試験結果でも、同様に易分解性の傾向が認められていることから、内挿の類推により、本評価対象物質は最終的に環境中で分解すると考えられます。

これらの情報を統合した結果につきましては、3ページの右側に記載のとおり、情報の一貫性などを確認しております。

全ての情報を統合した結果につきましては、一貫性は「あり」、証拠の強さは、妥当性の高い実測試験及び類推の結果から、「中程度－強い」となり、不確実性は、妥当性の高い易分解性試験及び多数の易分解性を示す類似物質からの類推の結果から、「低い」と評価しております。

1ページに戻っていただきまして、評価対象物質の残留変化物の有無及び残留変化物がある場合のその構造につきましては、評価対象物質の易分解性試験結果から非常に高い分解度が得られていること、また、炭素数16の環状エステルである類似物質1と、炭素数14の環状エステルにメチル基が置換した類似物質3についても、化審法において良分解性と判定されていること、それらのことから、評価対象物質の変化物は環境中で残留せず、全て無機化されと考えられます。

この評価は類推結果に基づくため、不確実性は「中程度」としております。

以上より、本評価対象物質は易分解性であり、かつ残留変化物も生じないと考えられることから、1ページ目、「評価結果」に記載していますように、最終的な評価結果案を「良分解性」とさせていただきます。

資料1についての説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○蒲生部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明に対して、御質問、御意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。

特にございませんか。事務局の御説明どおりでよろしいでしょうか。

会場、オンラインともに、特に御意見はないということのようですので、事務局から御説明いただいたとおりということにさせていただきたいと思います。

○経産省事務局 今、小山委員からチャットへ、こちらの会場の音声は全く届いていないということをお願いしたところなのですが、いかがでしょうか。今、環境省事務局に対応していただいているのですが、お待ちしたほうがよろしいでしょうか。進めてよろしいですか。

○環境省事務局 進めてください。

○経産省事務局 ありがとうございます。

○蒲生部会長　それでは、議題１に係る審議事項は終了といたしたいと思います。

続きまして、議題２「その他」としまして、事務局より報告をお願いいたします。

○経産省事務局　経済産業省事務局でございます。

「その他」議題のうち、資料２「不純物として含まれるMCCPの基準値の設定について」に基づきまして、事務局の取組事項を御報告させていただきます。

まず、１ページ目の「１．概要」を読み上げさせていただきます。

令和６年から令和７年にかけて実施されました化学物質審査規制法（化審法）の平成２９年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方についての審議会において、「ライフサイクル全体を念頭ににした循環経済への対応」が示され、不純物として含まれる第一種特定化学物質の管理の在り方についても御議論いただいたところです。

その結果、製造・輸入されたプラスチック再生材に不純物として含まれる第一種特定化学物質のうち、国際的に管理に関する値が設定されているもので、我が国でも管理上限値を示しているものについては、基準値を設定し、適切な管理を実施してはどうか、また、現在、管理上限値がないものについても、欧州POPs規則などの情報を参考に、基準値を検討してはどうか、という考え方が示されたところでございます。

この考え方を踏まえ、今後の資源循環促進に伴うプラスチック再生材の需要拡大が見込まれる中で、国際的に定められた基準値が存在するなど、基準値に関連するデータが充実している物質としてMCCPを選定し、過去の評価事例を活用したリスクの確認を行った上で、今回、不純物として含まれるMCCPの基準値を３重量％と設定いたします。この３重量％というのは、ストックホルム条約上で示された不純物の基準値でもございます。

なお、昨年、令和７年９月１９日の３省合同審議会において、プラスチック再生材に不純物として含まれるHCB、PCB、SCCPの３物質については、既にBATの原則に基づく基準値を設定させていただきまして、事業者による適切な管理を実施する対応とすることが示されております。

「２．対象物質選定の考え方」以降ですが、MCCPを選定した考え方や基準値設定に係るリスク確認をお示ししてございます。時間の都合上、詳細は割愛させていただきますが、MCCPの代替物質として知られる長鎖塩素化パラフィン（LCCP）中に、MCCPが３重量％副生することを仮定した上で、過去に実施済みのMCCPに副生しているSCCP（短鎖塩素化パラフィン）のリスク評価事例を参照しまして、有害性情報や暴露関連情報を比較することにより、リスクの有無を確認しております。資料の３ページ目、４ページ目には、まさにその暴露関連情報や有害性情報の比較についてお示ししております。いずれも過去のリスク評価結果と同程度または小さいと考えられまして、これにより、５ページ目の「リスク確認結果」というところについては、３重量％の副生による人健康や動植物への生息

等の支障がないことの示唆が得られたことから、「4. 基準値の設定」に3重量%と設定することの結論を示してございます。

なお、今後、条約上で適用除外となる含有割合が変更となった場合や、MCCPを不純物として含んでいるプラスチック再生材などの実態が明らかになった場合、また、環境モニタリングで、MCCPの上昇傾向が確認された場合等には、今回設定する3重量%について、必要に応じて見直しが必要であるものと事務局としては考えております。

以上、事務局からの取組事項の御報告となります。蒲生部会長にお戻しいたします。

○蒲生部会長 ありがとうございました。

ただいまの御報告に対して、質問などありますでしょうか。いかがでしょうか。

オンラインの村田委員、お願いします。

○村田委員 経産委員の村田です。

1点お伺いしたいのですが、表2のところで、淡水と海水で水質濃度に結構差があるというところで、例えば、淡水の周りに排出するような構造があるとか、物性によって、淡水のほうが残留しやすいといったことが情報として分かっているならば、教えていただければと思います。

○蒲生部会長 事務局、いかがでしょうか。

○経産省事務局（NITE） 経産省事務局（NITE）です。

結論としては、特段、情報は得られていないです。表2の値は、第一種特定化学物質の指定に関する審議の際に行ったMCCPに関する環境モニタリングデータを使ったリスク評価結果を参照したものです。地点選定の考え方として、MCCP自体を取り扱っている事業者からの排出があるところから近いところを選ぶことが想定できるので、排出源が近いために、海水よりは淡水のほうが高濃度になっているのかなということは想像が付きましますが、元の地点情報は得られていないという状況になります。

以上になります。

○村田委員 ありがとうございます。了解しました。

○蒲生部会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木専門委員 ありがとうございます。これは一応確認だけで、表1のところを見ると、MCCPの製造輸入数量は1,000トンから2,000トンくらいで、LCCPは1,000未満で、3重量%は30未満ということになっている。恐らく左側のMCCPの製造輸入数量と最大3重量%副生で30未満という数字を比べようという趣旨かなと思ったので、この数字で特に問題ないと思いますが、念のため、LCCPの1,000未満は、1,000に比べて非常に小さい数字なのですか。それとも1,000にかなり近いような数字な

のでしょうか。

○蒲生部会長 事務局、いかがでしょうか。

○経産省事務局 ありがとうございます。鈴木委員の御質問の件につきましては、こちらはこういった集計方法といったところで申し上げますと、表の注釈、※のところに書いてございますとおり、化審法整理番号等から、MCCPなどを含む可能性がある化学物質とか、LCCPの場合では、LCCPを含む可能性がある場合を広く集計したものになってくるのですが、事業者の届出情報等々に関わる情報でございますので、1,000未満というところ以上の情報はお示しできないところでございます。こちらが回答となります。

○蒲生部会長 よろしいでしょうか。

○鈴木専門委員 分かりました。1,000未満であることについては、確実に確認されているということですね。

○経産省事務局 はい、おっしゃるとおりです。

○蒲生部会長 ありがとうございます。

続きまして、梶原委員、お願いします。

○梶原専門委員 ありがとうございます。環境委員の梶原です。御説明ありがとうございます。

私も確認なのですが、今、MCCPの基準値3重量%という話だったのですが、それは、LCCPの中に副生されるMCCPの基準という意味と同時に、プラスチック再生材中の基準値、管理上限値としても3重量%と決定したという理解で合っていますでしょうか。よろしくお願いします。

○蒲生部会長 事務局、お願いします。

○経産省事務局 梶原委員、御質問ありがとうございます。おおむね梶原委員の御理解のとおりといった御回答かと思いますが、正確に申し上げますと、こちらは、実際に事業者がBAT報告を行う際の基準値ということになってくるのですが、まさにこのBAT報告の対象事業者である製造、輸入事業者が報告をする化学物質中に含まれるMCCPの割合ということで御理解いただければと思います。

○梶原専門委員 ありがとうございます。

○蒲生部会長 ありがとうございます。

ほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、本議題については終了とさせていただいて、次の報告をお願いいたします。

○経産省事務局 では、資料3に基づきまして御説明させていただきます。

MCCPの第一種特定化学物質への指定に伴う優先評価化学物質「モノ（又はポリ）クロロアルカン（C=14～17、直鎖型）」（優先評価化学物質通し番号218）からMCCPを除いた評価単位でのスクリーニング評価結果の御報告となります。

まず、「1. 背景」です。

令和8年5月に「ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が14から17までのものであって、塩素の含有量が分子量の45%以上のものに限る。）」（以下「MCCP」という。）を第一種特定化学物質に指定する化審法施行令の一部を改正する政令が閣議決定、公布されたところでございます。

MCCPは現在、生態影響の観点から、専門家による詳細評価を踏まえて指定された優先評価化学物質通し番号218「モノ（又はポリ）クロロアルカン（C=14～17、直鎖型）」（以下「優先218」という。）の範囲に含まれておりまして、MCCPを第一種特定化学物質に指定することに伴いまして、優先218の指定範囲からMCCPを取り除くことが適切ということになっております。

このため、令和8年1月に開催された3省合同審議会におきまして、MCCPの第一種特定化学物質への指定と同時に、優先218は優先の指定を取り消しまして、優先218からMCCPを除いた評価単位につきまして、優先評価化学物質として指定するべきか否か、スクリーニング評価を実施することとされました。また、令和5年度実績の優先218の届出情報が全てMCCPを除いた評価単位の化学物質であると仮定しまして、一般化学物質のスクリーニング評価と同様の方法でスクリーニング評価を実施することとされております。今回は、そのスクリーニング評価の結果の御報告となります。

まず、「2. 暴露クラス」ですが、先ほど申し上げましたとおり、優先218の届出情報が全てMCCPを除いた評価単位の化学物質と仮定しまして、化審法に基づきまして、事業者等から届出のございました令和5年度の製造・輸入実績等と用途分類ごとに設定しました排出係数から推計される全国合計排出量から、分解性を加味して暴露クラスを付与いたしました。

その結果としましては、人健康影響及び生態影響の両方におきまして、暴露クラスは、暫定的ですが、「5」となっております。

続きまして、「3. 有害性クラス」ですが、人健康影響、生態影響、両方の観点で、優先218からMCCPを除いた評価単位につきまして、有害性情報は得られなかったという状況にございます。

これらの情報を基にしまして、「4. スクリーニング評価結果」です。

人健康影響、生態影響に関する有害性情報はいずれも得られておりませんが、仮に安全側に仮定を置きまして、デフォルトの有害性クラス（人健康「2」、生態「1」）と優先218の届出情報が全てMCCPを除いた評価単位であると仮定した場合の暴露クラス「5」を使ってマトリックスに当てはめた結果、人健康影響、生態影響の両方におきまして、優先度は「中」に区分されますので、優先評価化学物質に指定することは適切ではないと考えられます。

「5. 今後の対応」ですが、優先218に関しましては、MCCPの第一種特定化学物質への指定が施行される令和8年11月22日付で優先評価化学物質の指定を取り消します。

優先218からMCCPを除いた評価単位につきましては、このスクリーニング評価に従いまして、優

先評価化学物質には指定せず、今後も今般と同様の評価単位におきまして、一般化学物質としてスクリーニング評価を実施してまいります。

また、生態影響の有害性に関しましては、次のページの（参考）のような情報がございますので、デフォルト有害性クラスを適用する候補として、有害性情報の提供依頼を行うこととしております。

○環境省事務局　続きまして、次のページの（参考）について御説明させていただきます。生態影響に関する有害性についてでございます。

今回の評価単位から除かれるMCCPは、塩素含有率が45%以上の物質となります。

塩素含有率が52%のMCCPにつきましては、下の表のとおり、毒性情報が得られておりまして、PNECは0.00008mg/Lでありまして、ミジンコ類に強い毒性を示しております。

MCCPと炭素鎖長が異なるSCCPにつきましては、塩素含有率が20%、56%、61%の物質の甲殻類慢性毒性値がオーストラリアのNICNASのリスク評価書に掲載されておりまして、20%と56%はNOEC=0.05、61%は0.02mg/Lとなっております。

今回の評価単位に入るかどうかの境界である45%の前後や、毒性情報がある52%の前後を見ますと、20%と56%を比較し、SCCPの毒性値は変わらないという結果でございました。

御説明は以上になります。

○経産省事務局　事務局からの御報告は以上となります。

○蒲生部会長　ありがとうございました。

ただいまの御報告に対して、御質問などありますでしょうか。

では、鈴木委員、お願いします。

○鈴木専門委員　ありがとうございます。この「スクリーニング評価結果」というところは、私はあまり適当ではないと思います。

まず1つは、今の生態影響に関する有害性について、52%での情報だけが存在していて、45%以下は情報がないと。それ自体はそうですが、52%と45%以下、40%MCCPで、そんなにものすごく毒性が違うとは必ずしも想定されない。もちろん絶対同じだとは言えませんが、この種の物質を見てきた中で、そんなに違わないということは想定される。

52%、今データがあるMCCPに関しては、非常に強い毒性になっていますので、デフォルト有害性クラスは安全側ではないということを意味します。その意味で、有害性評価値が、52%と45%以下でそんなに違わないということはある程度蓋然性があると考えれば、ここに書いてあるデフォルト有害性クラスは安全側であるというのは間違っているということになると思います。

一方で、優先218から第一種分を除いた評価単位の実際の量が分からない。分からないから最大限にしていると思うのですが、もしくは今私の言った論拠からするのか。もし成立するとするならば、最大

量としてしまうと、優先であり続けるという結論になるというのが必然だと私は思います。もし除くのであれば、除いた分に関しては、暴露量の情報がないということになると思いますので、ある種の保留になるのが妥当な結論かと私は思います。私としましては、このデフォルトのスクリーニング評価結果につきましては、基本的には保留という判断があればいいと思うのですが、今の時点で、これを明示的に優先評価であると改めて指定する根拠も逆にないかもしいかなと思いますので、仮に一般である表示をするにしても、今の時点で完全に一般スクリーニングをするというよりは、実際の評価単位になる優先218からMCCPを除いた部分についての暴露情報が明らかになることを待つて再評価を行うことを明確に言明しておくべきだと考えます。

以上です。

○蒲生部会長 ありがとうございます。ここの部分は報告事項という扱いなので、御意見を承るということかとは思いますが、事務局、この時点で特に御回答があれば。いかがでしょうか。

○環境省事務局 御意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、現時点では、塩素含有率52%の毒性と、塩素含有率が低いところの毒性が異なるといった情報を得られていない。その上で、参考資料を示させていただいたところで、今回の資料上では、一つの検討案ということで、事務局としてデフォルト適用候補とすると書かせていただいたところでした。

ただ、一方で、今、鈴木先生がおっしゃるとおり、これがもし52%のMCCPから得られたPNECと同等となってしまうと、このデフォルト適用を当てることは緩い判断になってしまうといった形になるので、もし可能であれば、こちら辺はほかの専門家の方からも御意見等をお伺いできればと思いますが、もしよろしければ御検討いただけたらと思います。

○蒲生部会長 御意見があればなのですが、山本委員から手が挙がっているようなので、お願いいたします。

○山本臨時委員 環境委員の山本です。

この辺のところは環境省の生態影響の専門家とも少し議論させていただいたところではあるのですが、MCCPの52%以上のところでの毒性値を基にしたPNECが0.00008というものは、45%を下回ったものの毒性値、PNECが極端に上がることはなく、かつ、先ほどのデフォルト適用で実施されている有害性クラスの値よりも高くなることは考えられない。このSCCPの結果を見る限りでは、塩素含有量が少し下がる程度で、PNECの値が大きく上がって、デフォルト適用の有害性クラス1相当に上がるとは考えられないのではないかという話になりましたので、今回のこの判断は、暴露側のクラスが5である限りは、この有害性クラスは1ではなく、その1桁以上、PNECの値は低くなるということですので、通常のスクリーニング評価をやる範囲では、有害性クラスは1ではなくて、ゼロ相当になって、専門家判断として、単独でも優先評価化学物質に指定さ

れるレベルであると考えられるということで、皆さん、そうではないかという話になりましたので、まずは一般戻し、その次はデフォルト適用をして、有害性クラス1を当てるとするのは、この物質については不適切ではないかなと思います。

先ほど鈴木委員がおっしゃったところについては、生態毒性の専門家としてもかなり怪しいので、この物質についての取扱い、デフォルト適用をただ当てはめるのではなくて、有害性クラスゼロ相当、優先相当に何らかの形で保留することを考えられたらいいのではないかといた話になりました。もちろん、それがなかなか難しいのであれば、別の方法を考えないといけないのかもしれませんが、私としてはそのように考えております。

以上です。

○蒲生部会長 ありがとうございます。

○経産省事務局 経産省事務局です。

すみません。有害性というよりは暴露の観点で、鈴木先生から御発言いただいた優先218、優先評価化学物質の現在の範囲から第一種特定化学物質指定の部分を除いた値を把握するためには、一旦、一般化学物質にして、それに対して届出いただいた量によって、暴露クラスを付与する必要があると考えておりますので、一般化学物質にした後、その量と有害性を考慮して、スクリーニングの再評価を行うというところかと考えております。

○蒲生部会長 鈴木委員、お願いします。

○鈴木専門委員 多分完全に理解していないかもしれませんが、制度の手順として、一般に戻すという手順を一旦取らなくてはいけないということ自体はそうかもしれない。それでもいいのですが、生態影響の有害性に関して、この52%は使えないという論拠は必ずしもないということが多分山本先生の御指摘だと思います。

あと、デフォルトが安全側の判断であるとか、「デフォルトの有害性クラスを付与して」と書いてあるところは、もちろん、そこは事実とまで言い切れるか分かりませんが、我々が今理解できる限りの推測としてはあまり適切ではない。正しいというよりは、間違っている可能性が高い表現だと思いますので、この表現に関しては直したほうが良いと私は考えます。

○環境省事務局 環境省事務局です。

先ほど経産省事務局からもあったとおり、届出情報をもらうといった意味では、一旦、新しい評価単位での何かしら位置づけを決める必要があるということで、そこに関しては、届出は一般化学物質としてもらう。ただ、一方で、今、鈴木委員、山本委員から議論があったとおり、有害性情報はまだまだ知見が足りていない部分があつて、御意見の中では、優先218と同等の有害性がある可能性もあるといったところもありますので、そういう意味で、今、資料では「デフォルト適用」と書かせていただい

ていますが、ここの表現ぶりは改めて検討させていただけたらと思います。

その上で、2年後、新たな評価単位での暴露情報が出たタイミングで、頂いた御意見等を踏まえた上で、どの有害性を適用するのか、その際は優先218の現状のPNECも念頭に置きながら、改めて、この物質を優先に指定すべきかどうかというところを御判断いただくと現状考えております。

一方で、もし可能であれば御議論いただきたい部分としては、現状の資料上としては、デフォルト候補物質において、一旦、事業者からの情報提供依頼を求めて、改めて、45%未満のところの有害性の情報提供を事業者に依頼しようかなと考えていたところなのですが、その点に関しては、デフォルト候補といった形ではないものの、事業者からの有害性情報等の提供依頼を行って、そこで新たな信頼性の高い有害性情報が来た場合は、そういった有害性を当てた上で、今後、暴露クラスが分かったときに、改めて評価するというところも案としてはあるのかなと。そういった方向性でいかがでしょうか。御議論いただけますと助かります。

○蒲生部会長　　今、事務局から方向性の案が示されましたが、追加で何かございますか。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木専門委員　私としては、安全側に仮定を置いたデフォルトというところは事実でないに近いところと考える。そういうある種、間違っている可能性のある表現は避ける。ただし、情報はもちろん頂いて、必要な情報があれば、それに基づいて行うことは当然オーケーかと思いますので、それはそれでよいと思います。

以上です。

○蒲生部会長　　ありがとうございます。

ほかに御意見はいかがでしょう。では、山本委員、お願いします。

○山本臨時委員　すみません。山本ですが、先ほど鈴木委員からもありましたけれども、現状のデフォルト適用の際の有害性クラスが1となっていますが、この物質については、塩素の量が若干違うだけで、このPNECよりもかなり高くなるという証拠がないので、基本的には安全側の判断にならないと鈴木委員がおっしゃっていましたが、私もそのとおりだと思いますので、こういった場合については、デフォルト適用は1ということではなくて、さらに低いPNECになるおそれが明らかにあるので、そういった適用ができるような形に考えていただかないといけないのではないかなと、特にこの物質については考えます。

以上です。

○蒲生部会長　　ありがとうございます。

○環境省事務局　山本先生、ありがとうございます。鈴木先生もありがとうございます。今頂いた情報を踏まえて、資料上も表現ぶり等、的確にした上で、有害性情報提供依頼を行う際も、一定程度毒性

がある可能性があることをお知らせした上で、事業者から新たな情報等をもらえるように進めていければと考えております。

○蒲生部会長 ありがとうございます。

ほかに特にないようでしたら、これで、本報告について終了としたいと思いますですが、よろしいですか。

それでは、本議題についても終了ということで、その他、事務局から何かございますでしょうか。

○経産省事務局 ありがとうございます。特段ございません。御審議いただきまして、ありがとうございました。

合同審議会【第二部】の審議につきましては、少し早く進んでいることから、14時10分には皆様、お席にお戻りいただければと思います。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

なお、【第二部】につきましては、新規化学物質の審査等でございますので、非公開とさせていただきます、YouTube Liveによる配信は以上となります。

○蒲生部会長 ありがとうございます。

以上をもちまして、合同審議会【第一部】を終了いたします。ありがとうございました。

——了——